

2011/03/26 制定

2014/04/12 変更

公益社団法人 日本地下水学会 表彰委員会 規則

1. 名称

公益社団法人 日本地下水学会 表彰委員会 とする

2. 目的と役割

公益社団法人 日本地下水学会 表彰委員会（以下「本委員会」という）は、公益社団法人 日本地下水学会（以下「学会」という）が行う表彰に関する必要事項を定める。また、表彰の対象を選考する。

3. 構成

本委員会は、学会副会長(1名を会長が指名)が委員長を務め、編集委員長、行事委員長、総務委員長で構成される。

4. 対象となる賞とその基準

- ・ 名誉会員：70歳を超える功績のある会員
- ・ 学会賞：地下水に関する有益な研究、発明、発見をなし、本会誌などを通じその知識の普及ならびに技術の進歩向上に貢献し、その功績顕著と認められる会員
- ・ 論文賞：期間内に発行された会誌に掲載された論文のうち、特に優れていると認められる論文
- ・ 研究奨励賞：期間内に発行された会誌に掲載された論文のうち、将来を嘱望される35歳以下の会員の発表した優れた論文
- ・ 地下水学術賞：地下水学の学術面で貢献し、その功績が顕著と認められる国内の会員、非会員
- ・ 技術賞：地下水学の発展と技術の進歩向上に貢献し、その功績が顕著と認められる会員または団体
- ・ 学会功労賞：永年にわたり学会の活動、発展に貢献したと認められる会員
- ・ 若手優秀講演賞（口頭発表）：春季・秋季講演会一般講演において優れた発表を行った35歳以下の正会員、準会員。選考は過去の受賞経緯等も考慮し行事委員会で行う。
- ・ 若手優秀講演賞（ポスター発表）：春季・秋季講演会ポスターセッションにおいて優れた発表を行った35歳以下の正会員、準会員。選考は過去の受賞経緯等も考慮し行事委員会で行う。

・感謝状：学会の発展に貢献し、その功績顕著と認められる会員または団体

5. 表彰の手順と方法

本委員会において、所定の時期に表彰の対象者を選考し、学会の理事会で承認を得て、表彰者を決定する。表彰は学会が主催する学術大会にて実施される。

6. 附則

各賞の選考基準を公益社団法人日本地下水学会・学会賞附則に示す。

公益社団法人日本地下水学会・表彰附則

2011年3月26日制定
2014年4月12日変更

種別	規定	附則	選考の方法	時期	賞状	メダル	楯	記念品
名誉会員	70歳を超える功績のある会員	会長・副会長経験者、理事3期以上、代議員4期以上の経験者、学会賞受賞者、またはこれに相当する会員	総務委員長推薦 ↓ 表彰委員会審議	毎年	○	—	—	—
学会賞	地下水に関する有益な研究、発明、発見をなし、本会誌などを通じその知識の普及ならびに技術の進歩向上に貢献し、その功績顕著と認められる会員	過去の受賞者に相当する功績	表彰委員長推薦 ↓ 表彰委員会審議	2年に1度	○	○	—	—
論文賞	期間内に発行された会誌に掲載された論文のうち、特に優れていると認められる論文	表彰の対象は論文であり、賞状には筆者全員の名を記す、賞状は著者全員に贈呈する。登壇して受賞するのは原則筆頭著者1名	編集委員長推薦 ↓ 表彰委員会審議	2年に1度	人数分	—	—	人数分
研究奨励賞	期間内に発行された会誌に掲載された論文のうち、将来を嘱望される35歳以下の会員の発表した優れた論文	表彰の対象は論文であり、筆頭著者は35歳以下である必要がある。賞状には筆者全員の名を記す、賞状は著者全員に贈呈する、登壇して受賞するのは原則筆頭著者1名	編集委員長推薦 ↓ 表彰委員会審議	2年に1度	人数分	—	—	人数分
地下水学術賞	地下水学の学術面で貢献し、その功績が顕著と認められる国内の会員、非会員	8月HP、会誌の会告によって公募。できる限り、会員・非会員から1名ずつ選考する。学術面で貢献した論文、図書などがある者、我が国などの地下水学術分野において指導的な立場で後継者育成、技術指針・基準作成、プロジェクト推進、学協会関連委員会など貢献した者に与える。	公募(学会誌公告8月号) 表彰委員長推薦 ↓ 表彰委員会審議	2年に1度	○	○	—	—
技術賞	地下水学の発展と技術の進歩向上に貢献し、その功績が顕著と認められる会員または団体	8月HP、会誌の会告によって公募。過去の受賞者に相当する功績があるもの。	公募(学会誌公告8月号) 表彰委員長推薦 ↓ 表彰委員会審議	2年に1度	○	○	—	—
学会功労賞	永年にわたり学会の活動、発展に貢献したと認められる会員	個人の目安: 代議員3期(通算)以上、常設委員会委員10年(通算)以上、または顕著な功績があったもの 団体の目安: 特別会員10年以上、または顕著な功績のあったもの 個人賞に限り、既受賞者は再度の受賞ができない	総務委員長推薦 ↓ 表彰委員会審議	2年に1度	○	—	—	—
若手優秀講演賞(口頭発表)	春季・秋季講演会一般講演において優れた発表を行った35歳以下の正会員、準会員	一次選考は行事委員会が行い、表彰委員会がこれを承認する	行事委員長推薦 ↓ 表彰委員会審議	毎年2回	○	—	—	—
若手優秀講演賞(ポスター発表)	春季・秋季講演会ポスターセッションにおいて優れた発表を行った35歳以下の正会員、準会員	一次選考は行事委員会が行い、表彰委員会がこれを承認する	行事委員長推薦 ↓ 表彰委員会審議	毎年2回	○	—	—	—
感謝状	学会の発展に貢献し、その功績顕著と認められる会員または団体	顕著な功績があった個人・団体が自薦他薦を問わず表彰委員会に推薦することで選考対象とする	会員推薦 ↓ 表彰委員会審議	随時	○	—	—	—

メダルは場合によって楯に変更することもある